

四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年6月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第52号

四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年四日市市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導の方法)

第2条 条例第5条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(勧告の方法)

第3条 条例第5条第2項の規定による勧告は、勧告書（第1号様式）を交付して行うものとする。

2 前項の勧告書を交付したときは、市長は、相手方から受領書（第2号様式）を徴するものとする。

(中止命令の方法)

第4条 条例第5条第3項の規定による中止命令は、中止命令書（第3号様式）を交付して行うものとする。

2 前項の中止命令書を交付したときは、市長は、相手方から受領書（第2号様式）を徴するものとする。

(弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第5条第3項の規定による中止命令を受ける者に対し、弁明の機会を与えるときは、当該機会を与える者に対し、告知・弁明書（第4号様式）により告知し、弁明の機会を付与するものとする。

(指導)

第6条 客引き行為等の適正化を図るため、客引き行為等適正化指導員を置く。

2 客引き行為等適正化指導員は、市長が任命する。

3 客引き行為等適正化指導員は、客引き行為等の防止に関する指導、勧告、中止命令等を行う場合においては、客引き行為等適正化指導員証（第5号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときには、これを提示するものとする。

第 号
年 月 日

勸告書

住所

氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反となります。これまでもあなたが行った当該違反行為と同様の行為について、同条例第5条の規定に基づき指導しましたが、依然として改善されることなく当該違反行為を行ったので、直ちに当該違反行為をやめるよう同条例第5条第2項の規定に基づき勸告します。（この勸告に従わないときは、当該違反行為の中止を命令することになります。また、当該命令に違反した者は、同条例第7条第2項若しくは同条例第3項の規定により、30万円以下若しくは20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとされています。）

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの
異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの
わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

第2号様式（第3条、第4条関係）

受領書

私は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例に基づく（勧告・中止命令）を受け、
（勧告書・中止命令書）（ 第 号）を確かに受け取りました。

年 月 日 時 分
住所
氏名

第 号
年 月 日

中止命令書

住所

氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反となります。これまでもあなたが行った当該違反行為と同様の行為について、同条例第5条の規定に基づき指導及び勧告しましたが、依然として改善されることなく当該違反行為を行ったので、直ちに当該違反行為をやめるよう同条例第5条第3項の規定に基づき命じます。（この命令に違反した者は、同条例第7条第2項若しくは同条例第3項の規定により、30万円以下若しくは20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処することとされています。）

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの
異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの
わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所

氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反しており、中止命令処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
 - 2 行為場所 四日市市
 - 3 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの
 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの
 わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの
- （注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。
- 4 弁明の機会の付与の方式 弁明書の提出
 - 5 弁明書の提出先 四日市市役所市民文化部市民協働安全課
 - 6 弁明書の提出期限 年 月 日まで

（弁明書）

年 月 日

（あて先） 四日市市長

以下のとおり弁明します。

住所

氏名

- 弁明の内容 上記告知のとおり認め、弁明することはありません。
 次のとおり弁明します。

- 弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。

第5号様式（第6条関係）

（表）

第 号
客引き行為等適正化指導員証
氏 名
年 月 日
四日市市長 印
（有効期限は、 年 月 日までとする。）

写真

上記の者は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則第6条第1項に規定する客引き行為等適正化指導員であることを証明する。

（裏）

1. 本証は、客引き行為等の防止に関する活動に従事中、常時携帯し必要に応じ提示すること。
2. 本証は、他人に貸与したり譲渡しないこと。
3. 本証を紛失したときは、直ちに再交付を願い出ること。
4. 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
5. 退職その他不要になったときは、返却すること。

縦5.5cm×横9.0cm

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(市民文化部市民協働安全課)